

業務仕様書

1. 委託業務名

令和5年度 神秘の紀伊半島を一周する FIT 誘客事業

2. 業務の目的

神秘の紀伊半島を一周する FIT 誘客事業実行委員会（以下「委員会」という。）では、2025年日本国際博覧会等の好機を見据え、紀伊半島の奥深い自然と人々の営みが育んだ世界遺産熊野古道などの文化的景観や、悠久の歴史を有し日本人の精神性を伝える伊勢神宮など、日本特有の伝統・文化・風俗を世界に伝え、自らの足と公共交通機関で紀伊半島を1周する旅のスタイルの魅力を発信することにより、当該エリアを訪れる訪日旅行客数、滞在日数の増に取り組んでいる。

令和5年度は人の往来が本格化し、訪日インバウンドの復調が顕著なため、委員会構成団体の既存Webサイト等も活用し、最適なWebプロモーションを実施して当該エリアへの直近の訪問意欲を最大限喚起することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

4. 業務の内容

(1) Webプロモーションの実施

紀伊半島周遊の魅力を対象市場のFITに効果的に伝え、当該エリアへの訪問意欲を喚起できるWebプロモーションを実施する。

(留意事項)

- ・ 対象市場は台湾、中国、英米豪とする。
ただし、事業の実施時期と関連する事情（訪日需要の回復状況や季節波動、現地の連休等）、予算規模および事業内容に鑑み、すべての市場を対象とする必要はなく、事業の効果を最大化できるよう、市場を戦略的に選択することも可能とする。
- ・ Webプロモーション素材として動画、Webサイト等を当方で用意していることから、これらのコンテンツを活用すること。（プロモーション素材の詳細については、担当者に問い合わせてください。）
- ・ Webプロモーションに関しては、紀伊半島一周を促進するという事業趣旨に鑑み、委員会構成団体の観光コンテンツをバランスよく取り入れ、かつ効果が最大となるよう実施すること。
- ・ Webプロモーションに効果的と考える場合は、既存Webサイトの改修を業務内容に含め、見積書にも反映させること。（提案した者が落札した場合は、改修のために必要な調整を現在のサイト運営会社と調整していただきます。）
- ・ Webプロモーションに効果的と考える場合は広告素材（バナー等）の作成を業務内容

に含め、見積書にも反映させること。

- ・ 実施時期は令和5年12月（契約日以降）～令和6年3月のうち、効果的な時期を選定すること。
- (2) 効果測定及び報告
- ・ プロモーション実施結果のデータ分析を行い、報告を行うこと。データ分析に含める項目は、提案内容に記載した想定される効果のほか、受託者と協議して決定すること。
 - ・ 事業終了時に、委託業務の内容及び効果測定の概要を記載した事業実績報告書を作成し、報告すること

5. 納品する成果物及び期日等

(1) 納品する成果物及び部数

- ① 委託業務の内容及び効果測定の概要を記載した事業実績報告書-4部
- ② 上記資料に係る電子データを入れたCD-R等の記録媒体-4部

(2) 成果物の提出先

〒102-8204 東京港区津南二丁目1番85番 JR 東海品川ビル A 棟
東海旅客鉄道株式会社営業本部インバウンドグループ 水谷

(3) 期日

令和6年3月22日（金）までに、成果物を提出すること。

6. 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

7. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、発注者への成果物の引き渡し完了したときに、発注者に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引き渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。

る。

- (4) 再委託を行う場合には、事前に発注者の了解を得て、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して発注者が直接に指示監督する場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で発注者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 発注者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (12) 発注者が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。